

兵庫県警察射撃場管理及び使用規程

昭和29年7月1日
本部訓令第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県警察における警察射撃場(以下「射撃場」という。)の管理及び使用についての必要な事項を定めるものとする。

(射撃場の名称等)

第2条 射撃場の名称、所在地及び標的数は、別表のとおりとする。

(射撃場管理者)

第3条 射撃場に、射撃場管理者(以下「管理者」という。)を置く。

2 管理者は、警察学校長をもって充てる。

(管理者の任務)

第4条 管理者は、射撃場の管理及び使用についての責に任じ、次の各号に留意し、射撃場を常に最良の状態に置き、施設、備品その他の不備から自己の生ずることのないよう努めなければならない。

- (1) 常に射撃場の整理整頓に努めるとともに、芝生の育成を図り、斜だの崩壊を防止すること。
- (2) 標的枠、標的台紙、標的紙等は、取扱中破損し、又は泥土によって汚損しないよう丁寧に扱うこと。
- (3) 射撃場が現に使用されていないときは、標的枠から標的を取り外し、乾燥した場所にひずまないよう留意して保管すること。
- (4) 標的駆動装置は、定期的に点検し、油手入れを行い、腐食防止に努めること。
- (5) 射撃場施設に故障を生じた場合は、直ちに所定の手続を経て修理し、故障のまま使用しないこと。
- (6) 付属備品及び訓練用具は、かぎのある倉庫に保管すること。

(射撃指揮者)

第5条 射撃場を使用しようとするときは、その都度射撃指揮者(以下「指揮者」という。)を定め、管理者(各課室所隊署が警察学校射撃場を使用するときは、教養課長を経由)に申し出てその承認を得なければならない。

2 指揮者は、射撃場の使用について管理者の命を受け、施設、備品その他の機具の滅失破損を防止するため、適切な処置を講ずるとともに、不足の危険を生ぜしめないよう細心の注意を払わなければならない。

(被訓練者の行動)

第6条 指揮者は、射撃場における訓練中は被訓練者に警察官けん銃警棒等使用及び取扱い規範(昭和37年国家公安委員会規則第7号)を厳守させ、指揮者の指揮命令により斉一に行動させなければならない。

(射撃場使用)

第7条 指揮者は、射撃場の使用に当たっては次の事項を守らなければならない。

- (1) 訓練開始に当たっては、射撃場施設の完否を確かめること。
- (2) 射撃台は、射撃線がその中央になるよう配置すること。

- (3) 完全に標的枠に装着している標的以外に向かっては、絶対に発砲させないこと。
- (4) 訓練終了後は、直ちに射撃場を整備し、塵芥を取り除き、清掃すること。
- (5) けん銃弾薬その他附属器具類を放置し、又は粗略な取扱いによって損傷することがないように注意すること。

(射撃場施設及び備品台帳)

第8条 管理者は、射撃場の附属機具、訓練用具の員数を明らかにした射撃場施設及び備品台帳(別記様式第1号)を備え、所定の事項を記載し、保管しなければならない。

(射撃場使用簿)

第9条 指揮者は、訓練終了後射撃場使用簿(別記様式第2号)に所定の事項を記入し管理者に提出し、その検印を受けなければならない。

附 則

この訓令は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則(昭和30年5月1日本部訓令第13号)

この訓令は、昭和30年5月1日から施行する。

附 則(昭和30年7月1日本部訓令第46号)

この訓令は、昭和30年7月1日から施行する。

附 則(昭和32年1月28日本部訓令第7号)

この訓令は昭和32年2月1日から施行する。

附 則(昭和32年4月12日本部訓令第17号)

この訓令は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則(昭和35年4月1日本部訓令第10号)

この訓令は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則(昭和36年11月1日本部訓令第28号)

この訓令は、昭和36年11月1日から施行し、昭和36年10月1日から適用する。

附 則(昭和41年11月16日本部訓令第27号)

この訓令は、昭和41年11月16日から施行する。

附 則(昭和42年3月31日本部訓令第9号)

この訓令は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年3月31日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年3月31日本部訓令第13号)

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年4月1日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年7月29日本部訓令第10号)

この訓令は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則(昭和63年6月13日本部訓令第12号)

この訓令は、昭和63年6月13日から施行する。

附 則(平成3年2月4日本部訓令第1号)

この訓令は、平成3年2月5日から施行する。

附 則（平成4年4月22日本部訓令第18号）
この訓令は、平成4年4月22日から施行する。

附 則（平成7年7月6日本部訓令第13号）
この訓令は、平成7年7月6日から施行する。

附 則（平成14年3月22日本部訓令第5号）
この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

射撃場の名称、所在地、標的数及び管理者

名 称	所 在 地	標的数	管 理 者
警察学校射撃場	芦屋市朝日ヶ丘町40番10号兵庫県警察学校	25RFP	警察学校長